

議員提出決議案第 1 号

山田伸幸議員に対する問責決議について

山陽小野田市議会会議規則第 13 条第 1 項の規定により、別紙のとおり提出する。

令和 3 年 9 月 14 日提出

提出者	山陽小野田市議会議員	矢 田 松 夫
賛成者	山陽小野田市議会議員	岡 山 明
〃	山陽小野田市議会議員	伊 場 勇
〃	山陽小野田市議会議員	笹 木 慶 之
〃	山陽小野田市議会議員	水 津 治
〃	山陽小野田市議会議員	杉 本 保 喜
〃	山陽小野田市議会議員	恒 松 恵 子
〃	山陽小野田市議会議員	中 岡 英 二

山田伸幸議員に対する問責決議について

山陽小野田市議会は、政治倫理条例第5条の規定による市民220人の連署をもって提出された調査請求書に基づき、令和3年8月2日に政治倫理審査会を設置し、山田伸幸議員の本会議における発言と、その後の対応が政治倫理基準違反に当たるかどうか審査してきた。

その結果は、本日の本会議において議長が報告したとおりであり、これに基づき、山田議員に謝罪文の朗読を求めたところ、山田議員はこれに応じなかった。

この行動は、本市議会の秩序と品位を損なうものである。

よって、本市議会は山田伸幸議員に対し、議員としての責任を問うとともに、強く反省を促すものである。

以上、決議する。

令和 年 月 日

山陽小野田市議会

提案理由

本日の本会議での山田伸幸議員の行動に対して、その責任を厳しく問うとともに、強く反省を求めることが、本決議案を提出する理由である。